

一般社団法人日本体力医学会
学術委員会スポーツ医学研修会実行委員会規程

平成 24 年 7 月 20 日制定

平成 26 年 12 月 12 日改訂

平成 27 年 5 月 15 日改訂

(設置)

第 1 条 日本体力医学会（以下「本学会」）学術委員会の下部組織として、スポーツ医学研修会実行委員会（以下「スポーツ医学研修委員会」）を置く。

(任務)

第 2 条 スポーツ医学研修委員会は、次の事業を行う。

- (1) 国民の健康・体力に関わる医科学知識習得を支援する。
- (2) 運動・スポーツ指導実践に伴う医科学的技能習得を支援する。
- (3) その他

(組織)

第 3 条 スポーツ医学研修委員会は、理事会が承認した委員をもって構成する。

- (1) 本学会学術委員長は、理事または評議員の中から、当該領域担当に適切な者をスポーツ医学研修会実行委員長（以下「スポーツ医学研修委員長」）に委嘱する。
- (2) スポーツ医学研修委員長は、本学会会員または評議員の中から 5～6 名のスポーツ医学研修会実行委員（以下「スポーツ医学研修委員」）を選任し、学術委員長に報告する。
- (3) スポーツ医学研修委員として、1～2 名の医師を加えることが望ましい。
- (4) 委員の任期は 2 年とし、その欠員が生じた場合の補欠委員を置くことができる。その任期は、前任者の残存期間とする。
- (5) スポーツ医学研修委員は再任することができる。
- (6) スポーツ医学研修委員長は、必要に応じてスポーツ医学研修委員を招集し、その議長となる。
- (7) スポーツ医学研修委員会は、スポーツ医学研修委員の過半数の出席をもって成立する。
- (8) スポーツ医学研修委員長は、スポーツ医学研修委員会の審議事項を本学会学術委員長に報告する。
- (9) 本学会学術委員長は、スポーツ医学研修委員会の審議事項を理事会で報告する。

(スポーツ医学研修会)

第 4 条 スポーツ医学研修会（以下「本研修会」）

- (1) 本研修会は、年 1 回開催される
- (2) 本研修会は、【I】基礎コース（2 日）、【II】応用コース（2 日）および修了試験から構成される。
- (3) 基礎コースにおいては、健康・体力に直接関わる医科学的知識の基礎を教授する。
- (4) 応用コースにおいては、運動療法の適用となる生活習慣病個々について教授する。
- (5) 救急救命実習、メディカルチェック、運動処方（運動処方に基づく処方箋・プログラムの作成）、体組成測定、テーピングおよび筋力トレーニング実習を行う。

(受講資格)

第 5 条 スポーツ医学研修会受講資格

- (1) 本学会会員であることが望ましい。
- (2) 健康・スポーツに関わる者の受講を妨げないが、本学会認定“日本体力医学会健康科学アドバイザー”取得希望者は本学会に入会し、“修了試験”に合格しなければならない。

付則：

この規程は、平成 24 年 7 月 20 日から施行する。

法人化に伴い平成 24 年 4 月に委嘱した委員の任期を平成 27 年社員総会まで延長する。